

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和2年7月21日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

山科区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和2年8月27日から同年9月25日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所： 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
8月27日(木)	午前10時～午後2時30分	音羽小学校
8月28日(金)	午前10時～午後2時30分	山階小学校
8月31日(月)	午前10時～午後2時30分	山階南小学校
9月1日(火)	午前10時～午後2時00分	安朱小学校
9月2日(水)	午前10時～午後2時30分	百々小学校
9月3日(木)	午前10時～午後2時30分	勸修小学校
9月4日(金)	午前10時～午後2時30分	鏡山小学校
9月7日(月)	午前10時～午後2時00分	大宅小学校